

## 綾瀬市小規模保育施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童の解消を図るため、小規模保育事業を実施しようとする者が市内で行う小規模保育施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「小規模保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項の小規模保育事業を行うための施設をいう。

### (補助の対象)

第3条 この要綱の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年厚生労働省発子1017第5号）による補助金の対象となる賃貸物件等の活用により小規模保育施設の新設、定員の拡大、老朽化に伴う小規模保育施設の改修等に関する事業とする。

### (補助の対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、前条の補助事業に必要な施設の整備、改修等に係る費用とする。ただし、次に掲げる費用については補助の対象としない。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金又は交付金の対象となる事業に要する費用
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) 賃貸物件等の貸し主に対して敷金又は保証金として支払う費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

### (補助額の算定方法)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる基準額の欄に定める基準額と前条の対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (申請方法)

第6条 規則第4条第2項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる

ものとする。

- (1) 資金計画書
  - (2) 平面図及び配置図
  - (3) 工事工程計画書
  - (4) 工事費内訳書
  - (5) 室名及び面積表
  - (6) 施工前の写真
  - (7) その他市長が特に必要と認める書類
- (交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定するときは、規則第6条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

(決定通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市小規模保育施設整備費補助金（変更）交付決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第10条 規則第6条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市小規模保育施設整備費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 施工後の写真
- (5) 檢査済証の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、毎年4月10日までに行うものとする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第1項の規定による報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限の特例）

第13条 規則第15条ただし書きに規定する市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により定めるものは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準じるものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。

別表（第5条関係）

| 基準額                                                                                                | 対象経費                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合<br>1事業所当たり 32,000,000円  | 小規模保育施設の整備に関する事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金 |
| 平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合<br>1事業所当たり 35,000,000円 |                                                                                                                      |
| 上記以外の場合<br>1事業所当たり 22,000,000円                                                                     |                                                                                                                      |

第1号様式（第8条関係）

綾瀬市小規模保育施設整備費補助金（変更）交付決定通知書

年　月　日

綾瀬市長　　　　　　　印

年　月　日付けで申請があった　　年度綾瀬市小規模保育施設整備費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額　　円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第2号様式（第10条関係）

綾瀬市小規模保育施設整備費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

（宛先）

綾瀬市長

申請者 所在地

名 称

代表者

年　月　日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市小規模保育施設整備費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第3号様式（第12条関係）

年　月　日

消費税仕入控除税額報告書

（宛先）

綾瀬市長

補助事業者所在地

名　　称

代表者氏名

年　月　日付けで交付決定を受けた　　年度綾瀬市小規模保育施設整備費補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 円

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。